様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　所　在　地

名　　　称

代　表　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　（個人にあっては、所在地には住民登録上の住所、名称には屋号のある場合は屋号、代表者には氏名を記載）

誓約書

高松市中央商店街創業新規出店補助金交付申請書の提出に当たり、次の事項について誓約します。

(１)　申請者は、高松市高松中央商店街創業新規出店補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条第１項第４号に規定する個人創業者又は要綱第２条第１項第５号に規定する会社創業者であって、交付申請日において、高松中央商店街に出店していない者です。

(２)　申請者は、新規出店する店舗が所在する地区に係る商店街振興組合に組合員等として加入する意思があります。

(３)　申請者は、市や商店街振興組合等が実施する商店街活動その他の中心市街地活性化のための活動に積極的に参加する意思があります。

(４)　申請者は、新規出店する店舗において、原則として週５日以上の営業を行います。

(５)　申請者は、新規出店する店舗において、開業後１年以上継続して営業を行います。

(６)　申請者は、当該店舗において、自らが経営し、事業を行う者です。

(７)　申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。

(８)　申請者は、交付申請日において、納期の到来した本市の市税を滞納している者又は市区町村税を滞納している者ではありません。

(９)　申請者が新規出店しようとする店舗は、高松中央商店街内において営業をしている店舗（その閉店後６か月を経過しないものを含む。）から空き店舗へ移転する者ではありません。

(10)　当該店舗において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第２項に規定する「風俗営業」、同条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第１３項に規定する「接客業務受託営業」を行う者ではありません。

(11)　申請者は、中小小売商業振興法（昭和４８年法律第１０１号）第４条第５項に規定する連鎖化事業を行う者ではありません。

(12)　申請者は、空き店舗所有者（法人の場合は代表者又は役員）と生計を同一にする者、本人若しくは２親等以内の者、雇用関係にある者ではありません。

(13)　申請者は、政党その他の政治団体ではありません。

(14)　申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。

(15)　申請者は、法人格のない任意団体ではありません。

(16)　申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。

(17)　申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。

(18)　申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。

(19)　申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。

(20)　申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。